

平成 19 年 3 月 27 日

報 告 書

「外部有識者による調査委員会報告書を受けて」

関西テレビ放送株式会社

第1 「外部有識者による調査委員会」の調査を踏まえた弊社の判断について

(1) 「外部有識者による調査委員会」の調査について

弊社は、平成19年1月28日に外部有識者5氏（後述）に対して本案件についての客観的で多角的、かつ厳正な調査と調査結果の提出及び公表をお願いしたものです。これに対し5氏は「調査委員会」、「同小委員会」を設置し、独自調査を行い、3月中旬を目処に報告書をまとめ、弊社に調査結果を示すとともに、その内容を公表することを受諾されました。

一方、弊社は、自らも本案件の解明と検証とを行うため社内調査班を組織し、本案件を引き起こした「発掘！あるある大事典Ⅱ」とこれに先行する番組である「発掘！あるある大事典」のあわせて520本の過去放送回を、全社をあげてチェックして調査を行い、本年2月7日と2月28日に貴省の要請に対してご報告を申し上げたものです。

弊社では、貴省にご報告申し上げた報告内容及びそのために行った調査内容を資料とともに「外部有識者による調査委員会」に提出し、さらなる検証をお願いしたものです。

従って今回の「外部有識者による調査委員会」による調査結果は、独自に行なわれた調査にあわせて、弊社の行った社内調査班による調査とその内容、調査資料をも精査・検証し、総合的に得られたものです。

<外部有識者による調査委員会>

- 委員長 熊崎 勝彦氏（弁護士 明治大学法科大学院客員教授
元東京地方検察庁特捜部長）
- 委員長代行 音 好宏氏（上智大学 文学部新聞学科助教授）
- 委員 鈴木 秀美氏（大阪大学 大学院高等司法研究科教授
BPO 放送と青少年に関する委員会委員）
- 委員 村木 良彦氏（メディア・プロデューサー
元テレビマンユニオン代表）

委員 吉岡 忍氏 (作家 BPO 放送番組委員会委員)

<同調査小委員会>

委員長 猪狩 俊郎弁護士

委員長代行 北島 孝久弁護士

ほか 社外弁護士 17名

顧問 熊崎 勝彦弁護士 (調査委員長)

調査従事者 28名 (上記のほか 専従職員、通訳等を含む)

<弊社が外部有識者による調査委員会、同小委員会に提出した資料>

①平成19年2月7日付報告書 (以下「2月7日報告書」という)

②平成19年2月28日付報告書 (以下「2月28日報告書」という)

③「2月28日報告書」作成に要した全資料

④「520本 社内調査」の概要と集約

⑤社内調査班により抽出した疑問案件

⑥社内調査班による「個別放送回まとめ・同添付資料」

⑦社内調査班による「制作会社照会・同回答」(科学論拠等)

⑧浅田敏一弁護士報告書 (2月28日報告書 「第二の第6」関連)

⑨同 追加 (同上)

⑩聞き取り調査 対象者リスト (番組別)

⑪同 (所属別)

⑫制作担当社「確認書」(2月26日付)

その他

(2) 「外部有識者による調査委員会」が指摘した事実

1) 「外部有識者による調査委員会」によるアジト制作の放送回の調査結果について

同委員会の調査によれば、アジト制作の放送回について、下記の10件（「公表済 4件」、「未公表 6件」）において事実関係の捏造等の疑惑が指摘されています。

	内 容	区分	放送回	放 送 日	公表の有無
1	夢診断	Ⅱ	第 53 回	平成 17 年 4 月 17 日	未公表
2	寒天が`イェット	Ⅱ	第 61 回	平成 17 年 6 月 12 日	未公表
3	毒抜き	Ⅱ	第 69 回	平成 17 年 8 月 7 日	未公表
4	有酸素運動	Ⅱ	第 78 回	平成 17 年 10 月 16 日	公表済
5	2005 が`イェット総決算	Ⅱ	第 86 回	平成 17 年 12 月 11 日	未公表
6	味噌汁が`イェット	Ⅱ	第 95 回	平成 18 年 2 月 19 日	公表済
7	カロリーの新常識	Ⅱ	第 105 回	平成 18 年 4 月 30 日	未公表
8	チョコレートが`イェット	Ⅱ	第 121 回	平成 18 年 8 月 20 日	未公表
9	みかん or リンゴ`	Ⅱ	第 130 回	平成 18 年 10 月 22 日	公表済
10	納豆が`イェット	Ⅱ	第 140 回	平成 19 年 1 月 7 日	公表済

2) 「外部有識者による調査委員会」によるアジト以外の制作会社制作の放送回の調査結果について

同委員会の調査によれば、アジト以外の制作会社が制作した下記の6件の放送回について放送内容に言及がなされているものの、事実関係の捏造等の認定はなされていません。

	内 容	区分	放送回	放 送 日	公表の有無
1	低炭水化物	Ⅱ	第 39 回	平成 17 年 1 月 9 日	未公表
2	α リポ酸	Ⅱ	第 45 回	平成 17 年 2 月 20 日	未公表
3	冷え人間	Ⅱ	第 49 回	平成 17 年 3 月 20 日	未公表
4	食べても太らない	Ⅱ	第 90 回	平成 18 年 1 月 15 日	未公表
5	ワサビで若返る	Ⅱ	第 100 回	平成 18 年 3 月 26 日	未公表
6	足裏	Ⅱ	第 128 回	平成 18 年 10 月 8 日	未公表

(3) 「外部有識者による調査委員会」調査結果を踏まえた本件番組に関する弊社の判断について

上述のとおり、「外部有識者による調査委員会」(以下、「調査委員会」という)においては、アジト制作に係る10回の放送番組及びアジト以外の制作会社の制作に係る6回の放送番組について言及されています。弊社は、従前弊社において行なってきた調査と同委員会の調査結果を踏まえ、以下のとおり、本件番組に関する弊社の判断をさせていただきます。

なお、弊社は、本年2月7日付報告書において、本件番組「第140回 食べてヤせる!!! 食材Xの新事実」(以下、「第140回 食べてヤせる」という)につき、事実関係の調査をし、捏造等の有無及びその原因等に関する事実関係を報告し(同報告書6頁乃至37頁、ご参照)また、同年2月28日付報告書において、その依拠する科学的論拠及び科学データの真実性、科学的論拠等と表現内容の適切性ならびに法令、番組基準等への違反の有無及び違反がある場合の違反箇所・理由を報告

致しました（同報告書28頁乃至32頁ご参照）。

上記各報告書において、同放送番組については、既に弊社の最終判断を致していますので、本報告書については、これを除いた放送番組に対する弊社の判断を提出させて戴きます。

1. 「第53回 夢診断でわかる！本当のあなた」

1) 制作担当社

株式会社アジト

2) 本番組の放送内容

本番組は、睡眠時に見る夢と深層心理に関するものであり、概ね、以下の4つのパートからなっている。

① 第1のパートでは、心理学の専門家により人が実際に見た夢から深層心理を判断することや睡眠中にうなぎの蒲焼のにおいを嗅がせてどのような夢を見るかという実験の結果等が説明されている。

② 第2のパートでは、睡眠時に夢を見るメカニズムや睡眠時に見る夢の内容を定めるメカニズム等が説明されている。

③ 第3のパートでは、日本人がよく見る夢の1位から5位までの夢の内容とその深層心理等が説明されている。

④ 第4のパートでは、身体の異常により睡眠時に見る夢が影響を受ける可能性があることを説明している。

3) 本番組に対する調査委員会の調査結果

① 調査により判明した客観的事実

調査委員会は、下記のとおり、事実を認定しています。

記

ア 睡眠中にホットカーペットの電源を入れた場合に見る夢についての実験

被験者の1人は、OAでは、この実験の際に「火事かなんか起きて、みんなで逃げている」という内容の夢を見たと言及、夢の内容について自ら描いた絵を示している。しかし、取材テープ等資料によれば、上記被験者は、起床直後のインタビューにおいて「夢は見っていない」と述べたにもかかわらず、番組スタッフが上記被験者に対し「最近どんな夢を見たか」と質問し、上記被験者が「火事か何か起きていたのを見た夢なら覚えている」と答え、取材スタッフの求めに応じてその夢の絵を書いている。そして、OAでは、その答え及び絵の内容が、上記被験者が実験の際に見た夢ということにされている。

イ 実験が不適切であると疑われる事情

取材テープによれば、実験が適切に行われたことを疑わせる下記のような事情が認められる。

記

- (a) 実験①（睡眠中の3人の男女にうなぎの蒲焼の匂いを嗅がせ、3人がどのような夢を見るかという実験）においては、少なくとも被験者の1人に対しては、実際には睡眠中にうなぎの匂いを嗅がせていないと認められる。また、上記被験者は、睡眠前に実験の意図を知っていたと認められる。
 - (b) 実験①において、担当プロデューサーが、OAされなかった被験者が睡眠中の部屋を訪れ、上記被験者に対し、これまで実験がうまくいっていないことを伝えるとともに、うなぎの匂いを嗅がせたうえ、うなぎをイメージして睡眠をとるようという旨を述べている。
 - (c) 実験②（3人の男女に、初めてやるテレビゲーム（ぷよぷよ）に挑戦してもらい、その後、3人に睡眠をとってもらい、3人がどのような夢を見るかという実験）において、取材テープによれば、被験者の1人が番組スタッフに対し「ぷよぷよ」が好きであることを明言しており、実験に臨む以前に「ぷよぷよ」をしたことがあることを認めている。
- ② 調査委員会による判断
- 調査委員会は、調査委員会の認定した事実に基づき、下記のとおり、判断をしています。

記

ア 睡眠中にホットカーペットの電源を入れた場合に見る夢についての実験で実際には、上記被験者は実験の際には夢を見ていないにもかかわらず、OAでは火事に関する夢を見たかのように放送している。

イ 実験が不適切であると疑われる事情

①アジトの担当プロデューサー及びディレクター等の協力が得られず、ヒアリング等を行うことができなかったこと、
②実験のテーマが「夢と深層心理との関係」という心理学的な評価を伴うもので、厳密な意味で科学実験ができるか研究途上の性質を有すること等を考慮し、これらについては、あえて実験の捏造という評価は下さないこととする。

しかし、上記制作担当者の実験に対する態度は、そもそも実験というものに対する真摯な取り組み姿勢の欠如といえ、このような取材及びロケVTRの制作方法が漫然と許容されてきたことは、科学への敬意の欠如を示すものであり、一連の捏造等の原因になっていると指摘できる。

4) 本番組についての弊社の判断

① 放送内容の事実関係についての判断

弊社において、調査委員会の調査報告書及び弊社の収集した関連資料を踏まえ、調査委員会の認定事実及び判断内容を検討

した結果、「ア 睡眠中にホットカーペットの電源を入れた場合に見る夢についての実験」の点及び「イ 実験が不適切であると疑われる事情」の点について、「厳密な意味で科学実験ができるか研究途上の性質を有すること等を考慮し、これらについては、あえて実験の捏造という評価は下さない」とする調査委員会の判断に基づき、事実の捏造と判断するには至りませんでした。

② 本番組の表現の適切性等についての判断

本番組においては、「ア 睡眠中にホットカーペットの電源を入れた場合に見る夢についての実験」及び「イ 実験が不適切であると疑われる事情」の点について、調査委員会の指摘を真摯に受け止め、今後、改善に努める必要があると判断するに至りました。

2. 「第61回 寒天で本当にヤせるのか!？」

1) 制作担当社

株式会社アジト

2) 本番組の放送内容

本番組は、寒天を利用したダイエットに関するものであり、概ね、以下の4つのパートからなっている。

① 第1のパートでは、2005年1月、イギリスの国際的な医学雑誌に、食前に寒天を食べると、血糖値、コレステロール値、血圧、体重、体脂肪まで減少したことが報告されている等が紹介されている。

② 第2のパートでは、被験者15名に、朝、昼、晩の食事前にトコロテン150グラムを摂取してもらい体重の変化を見るといふ実験とともに、寒天が持つ様々な効能が説明されている。

③ 第3のパートでは、第2のパートの実験の結果、15名の被験者の内、4名が2キログラム以上、7名が1～2キログラムの間で、それぞれの体重が減少したことが説明されている。

④ 第4のパートでは、寒天の調理例を紹介、寒天の摂取方法についての注意点の説明等がなされている。

3) 本番組に対する調査委員会の調査結果

① 調査により判明した客観的事実

調査委員会は、下記のとおり、事実を認定しています。

記

ア 被験者G1に関する血液検査

血糖値（正常値70～109、単位mg/dl、以下同じ）につき検査結果表によれば、開始時97、（1週間後は血糖値の検査はせず）2週間後82と記載されているのに、OAでは開始時111、1週間後97、2週間後82と紹介されている

(実験開始時、正常値だったものを異常値にしている)。

イ 被験者G 2に関する血液検査

コレステロール値(正常値150~219)につき、検査結果表によれば、開始時291、1週間後310、2週間後289と記載されているのに、同人のインタビューに合わせて、OAでは開始時322、1週間後310、2週間後289とされている。

② 調査委員会による判断

調査委員会は、調査委員会の認定した事実に基づき、下記のとおり、判断をしています。

記

ア 被験者G 1に関する血液検査

実験開始時に正常範囲外であったが「正常範囲内まで低下」し、ダイエット効果があったという番組構成に合わせるために実験データの改ざんが行われたといえる。

イ 被験者G 2に関する血液検査

1週間後の実験結果が「310」と出て、数値が実験開始時よりも上昇したため、番組の構成や方向性に反することから、おそらく病院での別の機会の検査結果を開始時の数値として引用し、実験データを改ざんしたものと推測される。

4) 本番組についての弊社の判断

① 放送内容の事実関係についての判断

弊社において、調査委員会の調査報告書及び弊社の収集した関連資料を踏まえ、調査委員会の認定事実及び判断内容を検討した結果、「ア 被験者G 1に関する血液検査」の点及び「イ 被験者G 2に関する血液検査」の点について、いずれも、調査委員会の認定する実験データの改ざんが存在すると判断するに至りました。

② 本番組の表現適切性等についての判断

本番組においては、①において弊社が実験データの改ざんと認定した「ア 被験者G 1に関する血液検査」の点及び「イ 被験者G 2に関する血液検査」の点について、真実を伝達しなければならないという、放送法の目的に照らし不十分な点があったと判断するに至りました。

3. 「第69回 あなたの体は損だらけ2 毒抜きで体質改善」

1) 制作担当社

株式会社アジト

2) 本番組の構成

本番組は、有害なミネラルが、脂肪の燃焼、疲労物質の分解及び栄養素の吸収を妨げることを紹介し、これらの有害物質を体外に

排出する機能を向上させるプログラムを紹介するというものであり、概ね、以下の3つのパートからなっている。

- ① 第1のパートでは、有害物質が惹き起こす様々な害悪を紹介し、飴玉を用いて体内に含まれる有害物質の蓄積度合を推測する実験等を紹介している。
 - ② 第2のパートでは、有害物質が様々な害悪を惹き起こすメカニズムを紹介し、有害物質が蓄積される原因等を紹介している。
 - ③ 第3のパートでは、体内に蓄積された有害物質を体外に排出する機能を向上させるためのプログラムを紹介し、7人で構成されるある家族がこのプログラムを実践したところ、体外に排出される有害物質の量が増加したことが紹介されている。
- 3) 本番組に対する調査委員会の調査結果
- ① 調査により判明した客観的事実
調査委員会は、下記のとおり、事実を認定しています。

記

ア 父G 3

資料データにおいては、3項目とも尿中の有害ミネラル量が減少しているにもかかわらず、OAグラフにおいて3項目とも増加したものとされている。

OAグラフにおける全ての数値が、資料データの実験前及び実験後の数値に基づかないものとなっている。

イ 母G 4

資料データにおいては、水銀と鉛のみ有害ミネラル量が増加しているが、OAグラフにおいては、カドミウムも含め、3項目とも増加したものとされている。

資料データの実験前数値は3項目ともOAグラフと一致するが、実験後数値は3項目ともOAグラフと異なる。

ウ 伯母G 5

資料データにおいては、カドミウムのみ有害ミネラル量が増加しているが、OAグラフにおいては、水銀と鉛も含め、3項目とも増加したものとされている。

資料データの実験前数値は3項目ともOAグラフと一致するが、実験後数値は3項目ともOAグラフと異なる。

エ 次男G 6

資料データにおいては、3項目とも減少しているが、OAグラフにおいては、3項目とも増加したものとされている。資料データの実験前数値と実験後数値が、OAグラフでは逆に入れ替わって表記されている。

- ② 調査委員会による判断
調査委員会は、調査委員会の認定した事実に基づき、下記のとおり、判断をしています。

記

調査委員会の調査においては、資料データを実験前後で比較すると、実験がうまくいったとは立証できない結果になっているのに、OAグラフでは被験者全てが番組実験を経て、体質改善がなされたようなグラフとなっており、また、ナレーションでも全員に効果が表れた旨のコメントがなされており、データの改ざんがなされたといえる。

4) 本番組についての弊社の判断

① 放送内容の事実関係についての判断

弊社において、調査委員会の調査報告書及び弊社の収集した関連資料を踏まえ、調査委員会の認定事実及び判断内容を検討した結果、資料データとOAグラフが食い違っており、OAグラフでは実験がうまくいったかのようなグラフとなっていることにつき、調査委員会の認定するデータの改ざんが存在すると判断するに至りました。

② 本番組の表現の適切性等についての判断

本番組においては、①において弊社がデータの改ざんと認定した、資料データとOAグラフが相違する点について、真実を伝達しなければならないという、放送法の目的に照らし不十分な点があったと判断するに至りました。

4. 「第78回 エッ?! 3分でいいの!? 有酸素運動の新理論」

1) 制作担当社

株式会社アジト

2) 本番組の構成

同番組は、運動によるダイエットに関するものであり、概ね、以下の5つのパートからなっている。

① 第1のパートでは、「1日たった3分でやせられる、画期的な有酸素運動がアメリカで大ブーム」として、I1教授によって新有酸素運動が紹介されている。

② 第2のパートでは、新有酸素運動の理論が紹介されている。その理論は「30秒ごとに有酸素運動と無酸素運動を交互に行う」もので、I1教授のインタビューのほか、「10分間のウォーキング」と「3分間の新有酸素運動」の体温上昇に関する比較実験などが紹介されている。

③ 第3のパートでは、I2講師によって監修された3分間のプログラムを使っの2週間実験の様子が紹介されている。実験の被験者はスーパーで働く14人の男女となっている。

④ 第4のパートでは、実験の結果、14人全員が体重減少に成功したことなどが紹介されている。

⑤ 第5のパートでは、新有酸素運動は部分やせにも効果があると

して、「腹部」「下半身」「二の腕」「顔」の部分やせを目指す被験者4名（女性）が参加した2週間実験の様子と、結果として全員がやせていることが紹介されている。

3) 本番組に対する調査委員会の調査結果

① 調査により判明した客観的事実

調査委員会は、下記のとおり、事実を認定しています。

記

ア ボイスオーバーの点

F6教授のコメントについて、以下の事実と反するボイスオーバーや、強引な論理構成が認められた。

- (a) OAにおいては「今、アメリカでは1日たった3分でやせられる画期的な有酸素運動が大ブームなんです。1日たったの3分です。慢性的な運動不足の方でも、ここまで手軽なら簡単に続けられるはずですよ。この新理論を毎日3分間実践すれば効果は期待できます」とのコメントになっている。

しかし、実際のインタビューでは「3分間の短い運動で代謝を大幅に上げることを示した研究を見たことはない」とコメントしている。

- (b) 番組においては「従来の3倍以上の脂肪燃焼効果が期待できる、常識を覆す、新しい理論の有酸素運動なのです」とコメントしている。

しかし、実際のインタビューでは、3倍以上、脂肪燃焼する理論は出てこない。インタビューでは従来の有酸素運動での消費が150キロカロリーであれば、250～300キロカロリーであると結論づけている。

- (c) OAにおいては「この理論を応用すれば、お腹や太もも、二の腕などの部分やせも可能です」とコメントしている。しかし、実際のインタビューでは「部分やせはできない」、と述べている。

アジトのC1チーフディレクターは当調査委員会のヒアリングに対し、上記ボイスオーバーを捏造したことを認めている。

イ 実験データの改ざんについて

被験者G7について、OAでは体重が2キログラム減少したとなっているが、取材テープ等取材資料を確認したところ、実験開

始前の体重は、98.9キログラムとなっており、実際は0.6キログラムの減少であった。

② 調査委員会による判断

調査委員会は、調査委員会の認定した事実に基づき、下記のとおり、判断をしています。

記

ア ボイスオーバーの点

上記のとおり、本番組においては、F6教授がコメントしていない事実につき、ボイスオーバーという手法を用いることによりあたかも同教授がコメントしたかのように見せているものであり、明らかに事実の捏造といえる。

イ 実験データの改ざんについて

上記のとおり、減量の効果を強調するために実験データの改ざんがあったといえる。

4) 本番組に対する弊社の判断

① 放送内容の事実関係についての判断

弊社において、調査委員会の調査報告書及び弊社の収集した関連資料を踏まえ、調査委員会の認定事実及び判断内容を検討した結果、「ア ボイスオーバー」の点及び「イ 実験データの改ざん」の点について、いずれも、調査委員会の認定する事実の捏造及び実験データの改ざんが存在すると判断するに至りました。

② 本番組の表現の適切性等についての判断

本番組においては、①において弊社が事実の捏造及び実験データの改ざんと認定した「ア ボイスオーバー」の点及び「イ 実験データの改ざん」の点について、真実を伝達しなければならぬという、放送法の目的に照らし不十分な点があったと判断するに至りました。

5. 「第86回 2005ダイエット総決算SP」

1) 制作担当社

株式会社アジト

2) 本番組の放送内容

本番組は、個人の体質に応じたダイエット方法に関するものであり、概ね、以下の5つのパートからなっている。

① 第1のパートでは、新有酸素運動の効果を倍増させる食材が発見されたこと及び個人の体質に応じて効果のあるダイエット方法が異なることが紹介されている。

② 第2のパートでは、ピットリダイエットチェックとして、8つの質問に答えることで、効果のあるダイエット方法がわかること及び

そのメカニズム等について、説明されている。

- ③ 第3のパートでは、特定のダイエット方法を実践して大きなダイエット効果を得ることができた人を紹介し、大きなダイエット効果を得ることができた理由とそのメカニズムについて説明している。
- ④ 第4のパートでは、過去にダイエットに失敗した人に対し、ピッタリダイエットチェックをしてもらい、それぞれに効果のあるダイエット方法を実践してもらおうという実験及びその結果の説明等がなされている。
- ⑤ 第5のパートでは、乳製品のカルシウムが体脂肪を減らすことを説明し、実際に実験を行い、その実験結果を説明している。

3) 本番組に対する調査委員会の調査結果

- ① 調査により判明した客観的事実
調査委員会は、下記のとおり、事実を認定しています。

記

ア OA冒頭部分

OAでは、F6教授から番組スタッフ宛に電話がかかってくる場面が放送されているが、取材テープ等資料を精査しても、F6教授が番組スタッフに電話をしてきたという事実はどこにも見あたらなかった。

イ F6教授のコメント

OAでは、F6教授の「新有酸素運動とカルシウムを組み合わせると効果が倍増する」旨のコメントが紹介されているが、取材テープ等制作資料によれば、アジトの制作担当者が、このコメントを同教授から得た事実は認められない。

- ② 調査委員会による判断
調査委員会は、調査委員会の認定した事実に基づき、下記のとおり、判断をしています。

記

本番組においては、F6教授が番組スタッフに電話をしてきたという事実及び同教授のボイスオーバーについての捏造が認められる。

4) 本番組についての弊社の判断

- ① 放送内容の事実関係についての判断
弊社において、調査委員会の調査報告書及び弊社の収集した関連資料を踏まえ、調査委員会の認定事実及び判断内容を検討した結果、「ア OA冒頭部分」の点及び「イ F6教授のコメント」の点について、いずれも、調査委員会の認定する事実の捏造が存在すると判断するに至りました。
- ② 本番組の表現適切性等についての判断
本番組においては、①において弊社が事実の捏造と認定した「ア OA冒頭部分」の点及び「イ F6教授のコメント」の点について、

真実を伝達しなければならないという、放送法の目的に照らし不十分な点があったと判断するに至りました。

6. 「第95回 衝撃！味噌汁でヤセる?!」

- 1) 番組制作社
株式会社アジト
- 2) 本番組の構成

本番組は、味噌汁によるダイエットに関するものであり、概ね4つのパートからなっている。

- ① 第1のパートでは、アメリカの味噌汁を取り入れた食事療法を紹介し、味噌の成分のうち何がダイエット効果を高めるかが説明されている。
- ② 第2のパートでは、味噌汁をあまり飲まない人に朝食に味噌汁を加える実験とその結果について放送されている。
- ③ 第3のパートでは、赤味噌と白味噌の効果の違いについて説明がなされている。
- ④ 第4のパートでは、ダイエット味噌汁に最適な食材について、それぞれ放送されている。

3) 本番組に対する調査委員会の調査結果

① 調査により判明した客観的事実

調査委員会は、下記のとおり、事実を認定しています。

記

(調査の端緒及び問題点)

前述のとおり、アジトの番組制作に対する取り組み姿勢に重大な疑義が生じたことに加え、本件については、外国人専門家によるボイスオーバーが行われたことから、OAと取材テープ等資料を比較・検討した。

その結果、以下に挙げるような疑義が生じた。

a. F8助教授のコメント

A大学農学博士F8助教授のコメントがボイスオーバーされており捏造の疑いが持たれた。

b. ダイエット効果の理論的根拠

上記F8助教授のコメントが捏造だとすると、味噌にダイエット効果があることの根拠はなくなりはしないか疑問が持たれた。

c. 赤味噌と白味噌の効果の違い及びあるある大実験の内容の正確性

朝に赤味噌、夜に白味噌という飲み方がダイエットに

より効果的であると結論づけ、あるある大実験において、①普段味噌汁を飲まない被験者に、毎朝味噌汁300ccを飲んでもらい、ダイエット効果が確認されたという実験と、②普段味噌汁を飲んでいる被験者に、朝赤味噌、夜白味噌といったあるある式の飲み方をしてもらうことにより、さらにダイエット効果が上がったという実験がなされているが、これまでのアジトの実験の取り組み姿勢から精査する必要があると考えられた。

(調査結果)

ア 問題点aについて

(a) まず、「味噌は、大豆製品の中で、最も高いダイエット効果が、期待できる食品なんです」という部分につき、取材テープ等資料によると、F8助教授は、ダイエット効果についてはわからないと述べており、その他ダイエット効果について何らのコメントもしていない。

(b) 次に「やせる効果を高めるポイントは、発酵なんです。発酵によって大豆タンパクを分解して、大豆ペプチドを作り出すんです。つまり味噌は、大豆ペプチドの吸収率が高いんです」というコメント部分につき、取材テープ等資料によると、発酵によって大豆タンパクを分解して、大豆ペプチドを作り出すこと、大豆ペプチドの吸収率が高いことについては、実際にコメントしている。

しかし、痩せる効果については言及しておらず、また、納豆のほうが良いともコメントしている。

(c) 「味噌汁を朝摂取することで、すばやく交感神経にスイッチを切り替えて、基礎代謝をあげるのです。朝食に味噌汁を摂ることは、ダイエットには、非常に効果的です」というコメント部分につき、取材テープ等資料によると、F8助教授は、朝は胃腸に何もないので消化しやすいと述べているだけで、交感神経や基礎代謝のことについては全くふれていない。

ウ 問題点cについて

(a) 番組では、みそ汁を摂取することでダイエット効果があるとするとともに、朝に赤味噌、夜に白味噌を摂取することで

さらにダイエット効果を増すとの結論を番組の構成としている。そして、その結論を導くために、①普段みそ汁を飲まない男女6人に、8日間毎朝300ccのみそ汁を摂取した結果、体重が減少するかという実験と、②朝に赤味噌、夜に白味噌、それに番組が選んだ具材を入れたものを摂取した結果、体重が減少するかという2種類の実験を行っている。

(b) まず、①の実験については、赤味噌を2人、白味噌を1人、合わせ味噌を3人が摂取し、OAでは、被験者全員が平均1.4キロ減量したとなり、特にやせた2人は赤味噌を摂取したとされた。しかし、合わせ味噌を摂取したG8氏は、1.3kg減、とOAされている（なお、OA上でも別な箇所では他の被験者のデータと取り違えて1.5kg減とされている）が、実際の取材データでは、G8氏は実験開始前は78.2kg、実験後は74.2kgであり、4kg減となっている。

(c) 次に、②の実験については、まず、OAでは朝に赤味噌、夜に白味噌という摂取方法が効果的とされ、また、OAでは、より効果的な具材の組み合わせとして「赤味噌＋高野豆腐＋めかぶ」、「白味噌＋インゲン＋サトイモ」が紹介されている。しかし、取材テープ等資料によると、取材担当者により、OAこそされていないものの、朝に赤味噌、夜に白味噌ではなく、逆に朝に白味噌、夜に赤味噌を摂取し、また具材も「赤味噌＋インゲン＋サトイモ」「白味噌＋高野豆腐＋めかぶ」という番組の構成と逆の実験が繰り返されており、失笑を禁じえないほどのでたらめな「実験」が行われている。

② 調査委員会による判断

調査委員会は、調査委員会の認定した事実に基づき、下記のとおり、判断をしています。

記

ア 問題点aについて

上記のとおり、本番組においては、F8助教授がコメントしていない事実につき、ボイスオーバーという手法を用いることによりあたかも同教授がコメントしたかのように見せているものであり、明らかに事実の捏造といえる。

イ 問題点bについて

味噌汁にダイエット効果があるとの論に科学的根拠があるか

は、関西テレビの再報告書において定説でないものを断定的に表現した点が不適切と報告されているが、この点は当委員会の判断も同様である。

ウ 問題点 c について

(a) まず、①の実験については、番組構成上、赤味噌を摂取した人が最も痩せたという結論を導き、そして実験からこの結論を導き出すために、合わせ味噌を摂取していたG8氏の体重差を小さく抑えたとしか説明しようがなく、実験データの捏造といえる。

(b) 次に、②の実験については、アジトにおける実験に対する取組みの粗雑さの現われであり、さらにいえば、そもそも実験に基づいて結果を出そうという発想自体がなかったとしかいえないものである。また、このようなたらめな行為がなぜ見逃され、堂々とOAされていったのか、当委員会としては理解に苦しむところである。さらに、この実験では、G9氏はOAでは2.8kg減少となっているが、取材テープ等資料によれば、4.8kgの減少であることが明らかであり意図的に減少差を少なくしたものであって、実験データの改ざんといえる。

4) 本番組に対する弊社の判断

① 放送内容の事実関係についての判断

弊社において、調査委員会の調査報告書及び弊社の収集した関連資料を踏まえ、調査委員会の認定事実及び判断内容を検討した結果、調査委員会の認定するとおり、問題点 a については、事実の捏造があり、また、問題点 c については、実験データの改ざんが存在すると判断するに至りました。

② 本番組の表現の適切性等についての判断

①において弊社が認定した事実の捏造及び実験データの改ざんの点について、真実を伝達しなければならないという、放送法の目的に照らし不十分な点があったと判断するに至りました。

また、問題点 b において定説でないものを断定的に表現した点において不適切さがあると判断致しました。

7. 「第105回 あなたの食事は間違っている?! カロリーの新常識」

1) 制作担当社

株式会社アジト

2) 本番組の構成

本番組は、ダイエットに適したカロリーの摂取方法について、従来

と異なった考え方を紹介するというものであり、概ね、以下の3つのパートからなっている。

- ① 第1のパートでは、人間には、性別、行動及び性格の違い等で、糖質が燃えやすいタイプと脂質が燃えやすいタイプの2種類のタイプに分けられること等を紹介している。
- ② 第2のパートでは、糖質が燃えやすいタイプか脂質が燃えやすいタイプかを判定するフローチャートを紹介し、糖質及び脂質を燃焼させるメカニズム等を説明している。
- ③ 第3のパートでは、上記の2つのタイプに応じたダイエットに適した食材等を紹介し、被験者5名が、カロリーの総量は変えずに上記2つのタイプに応じた食材を10日間摂取し続けたところ、平均1.9キロの減量に成功したことを紹介している。

3) 本番組に対する調査委員会の調査結果

① 調査により判明した客観的事実

調査委員会は、下記のとおり、事実を認定しています。

記

取材テープ等資料を精査した結果、この実験のOA映像については、出演した研究者が24時間測定データと測定室を貸しつけるにあたり、イメージ再現であれば協力するという条件の下に、取材担当者に映像を提供したものであることが判明した。

② 調査委員会による判断

調査委員会は、調査委員会の認定した事実に基づき、下記のとおり、判断をしています。

記

本番組においては、実際には24時間実験を行っていないのに、実際に24時間実験が行われたと誤解される映像がOAで放送されている点に問題点があると考えられる。

上記のような条件の下に映像が提供された場合には、イメージ再現であることをOAにおいて明確に表示すべきであり、今後の番組制作にあたって、留意すべきところである。

4) 本番組についての弊社の判断

① 放送内容の事実関係についての判断

弊社において、調査委員会の調査報告書及び弊社の収集した関連資料を踏まえ、調査委員会の認定事実及び判断内容を検討した結果、捏造とまではいえないものの、24時間実験をしたかのような誤解を生じさせようという点について、調査委員会の認定する問題点が存在すると判断するに至りました。

② 本番組の表現の適切性等についての判断

本番組においては、放送法、自社の放送基準に照らし、不適切な部分が存在するとまでは認められないものの、①において認定した事実関係につき、今後の番組制作に留意すべきであると判断

致しました。

8. 「第121回 チョコレートで本当にヤせるのか?!」

「第121回 チョコレートで本当にヤせるのか?!」について

1) 制作担当社

株式会社アジト

2) 本番組の構成

本番組は、チョコレートにダイエット効果があるか否かについて、肯定・否定の両方の立場から検討し、条件次第ではチョコレートにもダイエット効果が期待できることを紹介するものであり、概ね、以下の3つのパートからなっている。

① 第1のパートでは、近年チョコレートでダイエットすることがブームになりつつあることを紹介すると共に、チョコレートでダイエット効果が得られるか否かについて、肯定・否定それぞれの専門家の意見を紹介している。

② 第2のパートでは、チョコレートに含まれるカカオポリフェノールが持つ食欲を抑える効能、空腹感を抑える効能及び基礎代謝を向上させる効能を紹介するものである。

③ 第3のパートでは、チョコレートでヤせる可能性が高まる4つの条件を紹介し、間食が好き、40歳以上である、男性より女性、便秘気味であるという4条件のうち1つでも条件を満たす場合には、チョコレートによるダイエット効果を期待できることが紹介されている。

3) 本番組に対する調査委員会の調査結果

① 調査により判明した客観的事実

調査委員会は、下記のとおり、事実を認定しています。

記

ア (a)チョコレートとクッキーの摂取前後の基礎代謝量比較実験への疑義、(b)チョコレートダイエットをした母子の基礎代謝量実験への疑義が生じた。

イ 上記(a)につき、OAデータとロケデータとで数値が異なる。具体的には、クッキーにつき、摂取前の基礎代謝量がロケ素材では、1261キロカロリーであるところをOAでは1286キロカロリーに、チョコレートにつき、摂取後の基礎代謝量がロケ素材では、1486キロカロリーであるところをOAでは1436キロカロリーであるとして放送した。

ウ 上記(b)についても、OAデータとロケデータとで数値が異なる。具体的には、被験者G10さん(娘)の基礎代謝量が、ロケ素材では1133キロカロリーとなっているところを、OAでは1332キロカロリーに、被験者G11さん(母親)の基礎代謝量が、ロケ素材では、1020キロカロリーとなっているところ

をOAでは1081キロカロリーであるとし、実際の基礎代謝量の差異がOAではロケ素材に比べて過大な数値となっている。

② 調査委員会による判断

調査委員会は、調査委員会の認定した事実に基づき、下記のとおり、判断をしています。

記

ア 上記(a)については、番組の結論や実験結果のインパクトに影響を及ぼすような差異ではないものの、安易に数値を操作しており、アジトの実験に対する真摯な取り組み姿勢の欠如を示すものといえる。

イ 上記(b)の部分で番組が提示した仮説は、基礎代謝量が落ちている人の方がチョコレートダイエットは効果がある、という点にあり、チョコレートダイエットに成功した母親と失敗した娘とで基礎代謝量に大きな差異があればあるほど番組の趣旨に沿った結論ということになる。

したがって、この部分は、番組の趣旨に沿うように意図的に数値を変更した疑いが高い。この点、真偽を確認するため、担当ディレクターをヒアリングする必要があると考え、アジトを通じて本人に面会を要請したが、アジトからも本人からも連絡がなく、これ以上の解明はできなかった。

よって、確定的にはいえないものの、上記の数値変更がなければ、番組の提示する仮説の立証に大きな障害となること、理由なく面会に応じないこと、また、これまでのアジトの著しく実験を軽んじる制作姿勢からして、実験データの改ざんがなされたことは、ほぼ間違いないといえよう。

4) 本番組についての弊社の判断

① 放送内容の事実関係についての判断

弊社において、調査委員会の調査報告書及び弊社の収集した関連資料を踏まえ、調査委員会の認定事実及び判断内容を検討した結果、上記(a)の点については、実験結果に影響がない部分であり、放送内容と実質的な関わりをもつとはいえない誤記であると判断され、上記(b)の点については、番組中でチョコレートダイエット適性の4条件の1つとして掲げた「40歳以上」という点を立証するために母子比較における基礎代謝量の違いを意図的に大きくしたものと認められ、調査委員会において指摘されるとおり、実験データの改ざんがなされたものと判断するに至りました。

② 本番組の表現の適切性等についての判断

①において弊社が判断したとおり、実験データの改ざんがなされたことと認定した上記(b)の点について、真実を伝達しなければならないという、放送法の目的に照らし不十分な点があったと判断するに至りました。

なお、上記(a)の点については、誤記と解されるものではありませんが、調査委員会の指摘を真摯に受け止め、今後の番組制作に取り組む所存です。

9. 「第130回 あなたのダイエットフルーツはどっち?! みかん or りんご」

1) 制作担当社
株式会社アジト

2) 本番組の構成

「第130回 ダイエットフルーツ」は、蜜柑やリンゴを摂取することによるダイエットに関するものであり、概ね、以下の4つのパートからなっている。

- ① 第1のパートでは、果物の糖が肥満に直接結びつかず、特にダイエット効果が高いのは、蜜柑とリンゴであることが紹介されている。
- ② 第2のパートでは、蜜柑により痩せる3つの法則として、①蜜柑は、朝、昼、晩の食事前に1個食べることを紹介し、被験者5名に、上記蜜柑により痩せる3つの法則に従って、蜜柑を摂取してもらい体重の変化を見るという実験を行っている。
- ③ 第3のパートでは、りんごにより痩せる3つの法則として、①青りんごを食べること、②りんごは、皮ごと食べること、③朝、昼、晩の食事前に半個食べることを紹介し、第2のパートとは別の被験者5名に、りんごにより痩せる3つの法則に従って、りんごを摂取してもらい体重の変化を見るという実験を行っている。
- ④ 第4のパートでは、蜜柑、りんごのいずれがダイエットに適したフルーツかを食生活等のタイプ別に紹介している。

3) 本番組に対する調査委員会の調査結果

① 調査により判明した客観的事実

調査委員会は、下記のとおり、事実を認定しています。

記

OAでは、2名の被験者に対し、1日目はパンのみ、2日目はみかんを摂取してからパンを摂取するという実験を行い、みかんを摂取した方が、血糖値の上昇が抑えられるとの測定結果を表す血糖値グラフを示している。

しかし、取材テープ等資料を確認したところ、1名(2番目の女性)の被験者の血糖値のデータは、1日目も2日目も血糖値に差が出ておらず、OA映像は、実際の測定結果を改ざんしていることが判明した。

② 調査委員会による判断

調査委員会は、調査委員会の認定した事実に基づき、下記のとおり、判断をしています。

記

この点、取材テープの作成者は、当調査委員会による聴き取りに対し、OAのグラフは、VTRの編集段階において、番組での結論に沿うようにとの安易な考えから、部下に測定結果を改ざんしてグラフを作るよう指示したものである旨本件データ改ざんを認めている。

以上のとおり、本件は「みかんを摂取すれば血糖値の上昇を抑えられる」という番組のテーマに合致するように実験データを改ざんしたもので、これは番組テーマに合う実験結果が出なければ、実験自体を捏造したり、実験データを改ざんしてもよいというアジトの制作担当者の姿勢が日常化していたことを示すものである。

4) 本番組に対する弊社の判断

① 放送内容の事実関係についての判断

弊社において、調査委員会の調査報告書及び弊社の収集した関連資料を踏まえ、調査委員会の認定事実及び判断内容を検討した結果、調査委員会の認定するとおり、血糖値のデータに関する測定結果の改ざんが存在すると判断するに至りました。

② 本番組の表現の適切性等についての判断

①において弊社において認定した血糖値のデータに関する測定結果の改ざんの点について、真実を伝達しなければならないという、放送法の目的に照らし不十分な点があったと判断するに至りました。

10. 「第39回 低炭水化物ダイエット」

1) 制作担当社

B社

2) 本番組の放送内容

本番組は、低炭水化物によるダイエットに関するものであり、概ね、以下の3つのパートからなっている。

① 第1のパートでは、炭水化物抜きダイエットがアメリカで生まれたものであるが、炭水化物ダイエットは炭水化物を好む日本人に向けていることが紹介されている。

② 第2のパートでは、低カロリーダイエットと炭水化物抜きのダイエットの対比実験を行い、その結果を紹介し、炭水化物抜きのダイエットのほうがダイエット効果が高いメカニズムが説明さ

れている。

- ③ 第3のパートでは、炭水化物抜きダイエットを参考にした本件番組によるダイエット方法が説明されている。

3) 本番組に対する調査委員会の調査結果

① 調査により判明した客観的事実

調査委員会は、下記のとおり、事実を認定しています。

記

ア 低炭水化物ダイエット実験前後の基礎代謝の測定方法

実験開始前の基礎代謝については、長時間待たされ、いわば安静状態で測定されている一方で、実験後の基礎代謝については、測定場所まで走らされ、その直後に測定されている。

イ 低炭水化物ダイエットの被験者の実験前の体重測定

実験前の体重測定の取材テープには被験者2名しか撮影されておらず、遅れて実験に参加した被験者1名の体重測定は撮影されていない。そして、遅れてきた被験者は、実験前の体重を測定しておらず、実験後の撮影の際、体重を増加させるために、重りとして機材を持って体重計に乗り、実験前の体重測定の数値の撮影をした。

② 調査委員会による判断

調査委員会は、調査委員会の認定した事実に基づき、下記のとおり、判断をしています。

記

ア 低炭水化物ダイエット実験前後の基礎代謝の測定方法

実験開始前と実験後で測定条件が異なり、実験後の走った直後の基礎代謝量が実験開始前の基礎代謝量より高くなることが考えられるため、制作会社が意図的に異なる条件下で基礎代謝量を測定したとまでは断定しないものの、同一条件下で基礎代謝量を測定したものではなく、実験方法として極めて不適切であるとの指摘は免れない。

イ 低炭水化物ダイエットの被験者の実験前の体重測定

重りとして機材を持って測定した体重の数値が、実験開始前の体重と同じ数値だとする根拠は、被験者の自己申告のみであり、同番組がダイエットを取り上げていることからすれば、その正確性には重大な疑問がある。もっとも、被験者の実験開始前の体重に合わせて、体重計の数字を撮影したものであることからすれば、実験の捏造、あるいは、実験データの改ざんがあったとまではいわないが、体重測定のように簡単に測定できるものについてまで、このように安易な測定方法をとっているこ

とは、この回の制作を担当した制作会社においても、実験に対する真摯な取り組み姿勢が欠如していたことを示すものであり、今後は、取り組み姿勢の改善が強く求められる。

4) 本番組についての弊社の判断

① 放送内容の事実関係についての判断

弊社において、調査委員会の調査報告書及び弊社の収集した関連資料を踏まえ、調査委員会の認定事実及び判断内容を検討した結果、「ア 低炭水化物ダイエット実験前後の基礎代謝の測定方法」の点については実験方法は不適切であるがデータそのものを改ざんしたものではないこと、及び「イ 低炭水化物ダイエットの被験者の実験前の体重測定」の点については被験者は体重を自己申告していたこと、自己申告に基づいて体重を表現していることを考慮し、いずれも、事実の捏造や実験データの改ざんといった事実は行なわれていないと判断するに至りました。

② 本番組の表現の適切性等についての判断

本番組においては、放送法、自社の放送基準等に照らし不適切な部分が存在するとまでは認められないものの、調査委員会において、実験方法が不適切であると認定した「ア 低炭水化物ダイエット実験前後の基礎代謝の測定方法」の点及び「イ 低炭水化物ダイエットの被験者の実験前の体重測定」の点については、同委員会の指摘を真摯に受け止め、今後の改善に努める必要があると判断するに至りました。

11. 「第45回 体脂肪を減らす救世主」

1) 制作担当社

C社

2) 本番組の構成

同番組は、概ね以下の4つのパートから構成されている。

- ① 第1のパートでは、その減少が中年太りの原因となる物質として α リポ酸を紹介し、アメリカでは既に α リポ酸が広く知られていること等が紹介されている。
- ② 第2のパートでは、 α リポ酸が糖の分解を促進する作用をもち、体脂肪の増加を抑えること、 α リポ酸が年齢とともに低下すること、特に30歳代頃から減少すること等を紹介し、これが中年太りの原因と考えられるとしている。
- ③ 第3のパートでは、中年太りに悩んでいる被験者が、1日1回100ミリグラムを目安に α リポ酸を摂ること、摂取後は必ず20分以上ウォーキング等の有酸素運動を行うこと、食生活は規則正しく三食摂ることを条件とした実験の実施状況等を紹介している。
- ④ 第4のパートでは、実験の結果、中性脂肪値、体重及び体脂肪量が減少したこと等が紹介されている。

3) 本番組に対する調査委員会の調査結果

① 調査により判明した客観的事実

調査委員会は、下記のとおり、事実を認定しています。

記

ア OAされたグラフは、ミトコンドリアに含まれるが酵素ないし補酵素COXの活性度が加齢によって減少するというD大学E教授の研究論文に掲載されているCOXの活性度を縦軸、年令を横軸とした「分布図」を利用し、同教授の確認を得ることなく、取材担当ディレクターら制作担当者の一存で、同「分布図」を「折れ線グラフ」に直したものであることが分かった。

制作担当者らのこの作業は、体脂肪の増加は、加齢による α リポ酸の減少が原因となっているという仮説を明らかにする作業の中で起こったものである。つまり、上記仮説を裏づける研究論文等をリサーチする中で、上記を直接裏づけるものではないが、ミトコンドリアに含まれるCOXの活性度が加齢によって低下するとの上記論文を発見し、COXに α リポ酸が含まれていることからCOXの活性度の減少イコール α リポ酸の減少と見て、 α リポ酸の加齢による減少と結びつけて考えることは可能であると考えたものである。

同教授は、ヒアリングに対し、このグラフを用いて番組を放送することは事前に知らされておらず、承諾もしていないが、 α リポ酸が加齢により減少する可能性があること自体は否定していない。

イ 制作担当者からのヒアリングによれば、COXは、ミトコンドリアの酵素であり、補酵素である α リポ酸を含んでいるので、OAで表示した折れ線グラフのような経過を辿るとしても間違いではないと考えた。ただし、このようなグラフをOAしてよいかについては、同教授に確認していないと述べる。

② 調査委員会による判断

調査委員会は、調査委員会の認定した事実に基づき、下記のとおり判断をしています。

記

上記ヒアリング結果からすると、取材担当者は、ミトコンドリアに含まれる酵素が減少すれば、酵素に含まれる α リポ酸も減少するはずであるとの考えの下、番組のテーマとする「 α リポ酸が加齢により減少するため、体脂肪が増えやすくなる」という説明ができると考え、上記折れ線グラフを独自に作成し、当該研究をした専門家の確認を得ないまま番組内で表示したものである。

しかし、このように科学的根拠を説明するために、専門家でないものの推論を入れたデータを用いた説明をOAする場合は、当然、制作スタッフは、事前に相談していた基となったデータの掲

載者である当該専門家に再確認して使用するべきであるといえる。
しかし、本件制作担当者は、そのような作業を行っておらず、基となった研究者への敬意と配慮を欠く、適切さを欠いた制作姿勢であると指摘でき、今後の改善が強く求められる。

4) 本番組についての弊社の判断

① 放送内容の事実関係についての判断

弊社において、調査委員会の調査報告書及び弊社の収集した関連資料を踏まえ、調査委員会の認定事実及び判断内容を検討した結果、本番組について、事実の捏造やデータの改ざんといった事実を認めることはできないと判断するに至りました。

② 本番組の表現の適切性等についての判断

「制作担当者が専門家の確認を得ないままグラフを加工し当該専門家の確認を経ずに放送した点」及び「制作担当者の推論を入れたデータを、元データの提供者である専門家への確認なくして使用した点」については、表現等については、放送法、自社の放送基準等に照らし不適切な事由を認めることはできないものの、専門家から提供を受けた資料の使用、変更等に当たっては、調査委員会の指摘のとおり、その確認を確実にすべきであると判断致しました。

12. 「第49回 冷え人間は太るし老ける!？」

1) 制作担当社

F社

2) 本番組の放送内容

本番組は、低体温に関するものであり、概ね、以下の4つのパートからなっている。

- ① 第1のパートでは、低体温気味の人が多いこと及び低体温により、身体に異状が生じること等が紹介されている。
- ② 第2のパートでは、低体温が引き起こされる身体のメカニズムとして、熱を発生させられないこと、及び熱を維持できないことが説明されている。
- ③ 第3のパートでは、自律神経の乱れにより低体温が引き起こされた結果、風邪を引きやすくなること、続いて肌の不調が生じ、さらに代謝が低下すること、さらに体温と病気との関係を調べる目的で行われた実験により、免疫細胞のひとつであるNK細胞が、体温の上昇で活性化することが説明されている。
- ④ 第4のパートでは、体温の低下を予防及び改善するためには、規則正しい生活、ニンニク等のユリ科の野菜を摂ること、鼻呼吸による腹式呼吸を説明し、野菜スープと鼻呼吸による腹式呼吸を行って体温、体重及び肌の状態の変化についての実験とその結果が紹介されている。

3) 本番組に対する調査委員会の調査結果

① 調査により判明した客観的事実

調査委員会は、下記のとおり、事実を認定しています。

記

OAでは、入浴実験前後のNK細胞活性の数値について、棒グラフで表されており、入浴前が平均値30%、入浴後が平均値50%となっている。しかし、当委員会の求めにより提出を受けた取材テープ等資料の中にある「検査報告書」によると、被験者4人の数値は下記のとおりとなっている。

被験者	入浴前	入浴後
A	29%	34%
B	46%	43%
C	31%	41%
D	42%	37%

この報告書によると、NK細胞活性の数値は、入浴前平均値は37%、入浴後平均値は38.75%となっており、到底OAのような棒グラフにはならない。

② 調査委員会による判断

調査委員会は、調査委員会の認定した事実に基づき、下記のとおり、判断をしています。

記

同報告書については、同報告書記載の被験者の氏名は、OA画像と一致していて、同一の被験者であり、それらの被験者の血液を採取して行われた血液検査であることが明らかだが、その氏名欄の右側に、「ゼン」「ゴ」の記載があり、入浴の前後を示すことは明らかである。したがって、同報告書は、OAされた数値の前提となった資料であると推認するのが妥当である。そうすると、OAされた棒グラフの数値は、実験データの改ざんということになる。

そこで、当委員会は、上記につき確認するため、取材担当ディレクターらのヒアリングを試みようとしたが担当ディレクターは退社済みで、被験者の連絡先も残っていなかったため、その確認ができなかった。それゆえ、本件については、あえてデータの改ざんであると断定はせず、極めて疑わしい事例として摘示するにとどめる。

4) 本番組についての弊社の判断

① 放送内容の事実関係についての判断

弊社において、調査委員会の調査報告書及び弊社の収集した関連資料を踏まえ、調査委員会の認定事実及び判断内容を検討した結果、前記実験データについて、データの改ざんがあるとまではいえないと判断するに至りました。

なお、制作担当社は、調査委員会の上記判断に対し、番組の放送内容に実質的な影響を有さない誤記である旨を述べています。

② 本番組の表現の適切性等についての判断

本番組においては、放送法、自社の放送基準等に照らし不適切な部分が存在するとまでは認められないと判断するに至りました。

13. 「第90回 ダイエット緊急企画！食べても太らない方法」

1) 制作担当社

G社

2) 本番組の放送内容

本番組は、食事とダイエットの関係に関するものであり、概ね、以下の5つのパートからなっている。

- ① 第1のパートでは、いわゆる「甘いものは別腹」という現象の原因として、甘いものを見ると腸が活発に動き出すことが説明されている。
- ② 第2のパートでは、ある人が間食した食物によって摂取するカロリーの量について紹介されている。
- ③ 第3のパートでは、間食する場合の望ましいタイミングとそのメカニズムについて、説明がなされている。
- ④ 第4のパートでは、小腹が空きにくい食事の方法とそのメカニズム及び実際に行った実験とその結果について、紹介されている。
- ⑤ 第5のパートでは、夜食の脂肪化を減らす方法とそのメカニズム及び実際に行った実験とその結果について、紹介されている。

3) 本番組に対する調査委員会の調査結果

① 調査により判明した客観的事実

調査委員会は、下記のとおり、事実を認定しています。

記

ア 取材テープ映像

制作会社から提出された取材テープを検討したところ、実験の際、X線テレビ装置を操作した診療放射線技師が、OA画像と類似した色分けが認められる胃の透視画像について、①の白色部分と②のグレーがかった色の部分の境界を指して「ここまで食べ物が入っている」旨、立ち会った取材担当者に説明している場面が収録されていた。

なお、放送されたOA画像を含む胃の透視映像の一部の取材テープについては提出がなく、制作担当者によれば、上書き処分された

とのことであり、確認できなかった。

イ 前記放射線技師の陳述

同技師は、当調査委員会のヒアリングに対し、要旨「胃の内容物が腸へと流れて行くにあたって『空間ができる』という発想が我々にはそもそもないので、空間ができたというような説明を現場で取材担当者にはしていないと思う。②のグレーがかった色の部分は、胃に液体が入っているときに顕出される色である」旨述べた。

ウ 専門医師らの見解

当調査委員会において、OA画像を消化器内科専門の医師2名に見せて意見を求めたところ、いずれも「本件画像の②のグレーがかった色の部分には、液体が入っている。①の白色部分と②のグレーがかった色の部分の境界が水平に直線となっているのがその証拠である。対比された満腹時の胃の画像と比べても胃の内容物の量はほとんど変わっていない」との見解であった。また、放射線透視画像の読影を専門とする研究医である大学教授らが同様に考察した結果も、同様の見解であった。

エ 制作担当者及び制作会社の認識

制作会社の担当ディレクターは、当調査委員会によるヒアリングにおいて、OA画像の②のグレーがかった色の部分は、発泡剤飲用に起因する気体が充満した空間であり「空間発生」とのテロップ表記には問題がないと考えており、仮に「空間」でなかったとしても、制作担当者としては、事前の調査や実験ロケ現場での実験協力技師の発言から「空間」であると判断したものであり、意図的なものではない旨述べた。

同人は、事前調査における複数の医師からの情報によれば「別腹」現象は発生が不確実なものであるとの情報を得ていたとのことであった。また、本件画像のテロップ表示につき、①の白色部分と②のグレーがかった色の部分をあわせて「空間発生」と表示することについて医師等の専門家に画像を見せて確認をとることはしなかったとも述べた。

さらにその後の制作会社からの当調査委員会宛の通知によれば、要旨『番組において「別腹」現象を紹介するにあたり、事前の調査段階において複数の医師から「別腹」現象の存在と内容を確認し、本件画像についても、別腹現象と考えて良いとの確認が医師から取れた』とされているが、その一方で「当時、実験結果についての確認

は、メカニズムを調べてあったことから、医師への電話で行っており、画像による確認はしていない。したがって、その指摘については、反省する部分があるかもしれない」との記載がなされている

② 調査委員会による判断

調査委員会は、調査委員会の認定した事実に基づき、下記のとおり、判断しています。

記

当調査委員会が行った上記専門医師からのヒアリング結果によれば、OA画像の「空間発生」表示につき、②の部分には胃の内容物が入っており「空間とはいえない」との疑義は払拭されていない。

しかし、いずれだとしても、この判断にはレントゲン画像解析の高度な専門的な知識を有すると考えられる。制作担当者は、事前の調査の段階で「好きな食べ物と見ると消化活動が活発化する現象」は発生が不確実なものであるとの情報があったのであるから、制作担当者としては、OA画像の表示に際し、①と②の部分をあわせて「空間」と表示することの妥当性について、X線透視画像等の画像を事前に専門家に見せて確認をとってから、VTRを制作することが望ましかったと考えられるため、今後改善がなされるよう期待する。

4) 本番組についての弊社の判断

① 放送内容の事実関係についての判断

弊社において、調査委員会の調査報告書及び弊社の収集した関連資料を踏まえ、調査委員会の認定事実及び判断内容を検討した結果、前記「空間発生」表示について、事実の捏造等に関わる問題があるとはいえないと判断するに至りました。

② 本番組の表現の適切性等についての判断

本番組においては、表現等についても、放送法、自社の放送基準等に照らし不適切な事由を認めることはできないものの、「空間発生」表示の点に指摘されたような画像分析に専門的知識を要する事項については、できる限り慎重な対応を取るべく、調査委員会の指摘を真摯に受け止め、今後の改善に努める必要があると判断するに至りました。

14. 「第100回 ワサビで10才若返る！」

1) 制作担当社

H社

2) 本番組の構成

同番組の構成については、弊社作成の平成19年2月7日付報告書において報告済みです。

3) 本番組に対する調査委員会の調査結果

① 調査により判明した客観的事実

調査委員会は、下記のとおり、事実を認定しています。

記

下記のとおり、10日間若返り実験において、1グラムグループの被験者3人の実験前後の肌年齢について、数字の操作が認められる。

	実年齢	肌年齢の変化	
		OA時	取材時
Aさん	35才	36才→38才	32才→38才
Bさん	45才	46才→45才	42才→40才
Cさん	57才	58才→56才	53才→同じくらい

② 調査委員会による判断

調査委員会は、調査委員会の認定した事実に基づき、下記のとおり、判断をしています。

記

確かに、上記数値の操作は、1グラムのグループではワサビの効果が見られず、5グラム、10グラムのグループではワサビの効果が見られたという実験の結論それ自体には影響せず、番組の構成そのものに影響を及ぼすものではない。

しかし、本件数値の操作がいわゆる捏造とまでは言えないとしても、実験を行う場合、その前提条件や結果の数値は、当該実験の客観性を表す指標であり、視聴者も同様に受け取るものである。したがって、いやしくも番組で実験を行う以上、番組制作者が番組の構成に即したように勝手に数値を操作することは本来許されない行為である。

もっとも、番組制作者が視聴者に番組内容を分かりやすく、また心理的な引っかかりを与えずに番組のテーマを伝えたいと考え、そのように演出・編集しようとする事自体は、もちろん通常の業務に属することで許容され、番組で伝える情報の正確性とそのような分かりやすさを確保することとの調和は原則として制作現場の担当者の高いモラルによって維持されるべきことと考えられる。

しかし、ややもすれば、面白い番組作りのために限界を超えることも考えられるから、放送局は、そのような情報の正確性を確保するための番組制作にあたってのガイドラインを取り決め、制作担当者にあらかじめこれを示して番組制作上の心構え等として示しておくことが極めて重要となるのである。

現に、このワサビの回では、上記指摘した以外にも、番組の構成に関わらないこととはいえ、10日間実験と称しながら実際には9日間しか行わなかったのに、切りがよいからということで10日実験をした旨OAしている。また、物差し実験でも、実験開始前の反射神経年齢につき、実年齢よりも高かった者が10人中4人しかいなかったの

に、反射神経が衰えている人が多いということを強調したいがためにOAでは10人中9人と操作するなど、実験において重要な数値や数字の扱いが雑になっており、放送局においてこれらの取り扱いにつき一定の基準を示すことの重要性が表れているといえよう。

「あるあるⅠ」「あるあるⅡ」においては、関西テレビはこのようなガイドラインを何ら取り決めておらず、今後、「あるあるⅠ」「あるあるⅡ」と同種番組を制作する際の課題となろう。

4) 本番組についての弊社の判断

① 放送内容の事実関係についての判断

弊社において、調査委員会の調査報告書及び弊社の収集した関連資料を踏まえ、調査委員会の認定事実及び判断内容を検討した結果、10日間若返り実験において、被験者のうち1グラムグループとされる3人の実験前後の肌年齢について、視聴者に番組内容を分かりやすく、また心理的な引っかかりを与えずに番組のテーマを伝えたいと考え、5グラム、10グラムのグループではワサビの効果が見られたという実験の結論それ自体には影響せず、番組の構成そのものに影響を及ぼすものではない程度での演出がなされていると判断するに至りました。

② 本番組の表現の適切性等についての判断

本番組においては、表現等について、放送法、自社の放送基準に照らし不適切であるとは認められないものの、調査委員会が指摘するとおり、本番組における実験において、重要な数値や数字の扱いが雑になっていると認められることから、同委員会の指摘を踏まえ、実験における数値や数字の取り扱いについての一定の基準を策定し、制作担当社に周知させるための方策を取るべきであると判断致しました。

15. 「第128回 たったこれだけ！足裏刺激でヤせる」

1) 制作担当社

I社

2) 本番組の構成

本番組は、足裏を刺激することによりダイエット効果が期待できることを紹介するものであり、概ね以下の3つのパートから構成されている。

① 第1のパートでは、足裏を刺激することにより、体重だけでなく、血中の中性脂肪及びコレステロール値も減少する可能性があることが紹介されている。

② 第2のパートでは、何もしないでウォーキングをした場合のエネルギー消費量と青竹踏みまたは足裏マッサージにより足裏の刺激をしたあとにウォーキングをするという実験等を通じて、足裏を刺激した方がダイエットに効果的であること等が紹介されている。

③ 第3のパートでは、簡易にできる足裏のストレッチ方法を紹介し、そのストレッチを実践した女性の談話等を紹介している。

3) 本番組に対する調査委員会の調査結果

① 調査により判明した客観的事実

調査委員会は、下記のとおり、事実を認定しています。

記

本件の制作を担当した制作会社から任意に提出を受けた被験者8名の実験データを一覧表にすると、下記表のとおりとなる。

氏名	年齢	体重(kg)		体脂肪率(%)		脂肪量(kg)	
		実前	実後	実前	実後	実前	実後
A	29	50.9	50.0(-0.9)	24.0	23.2(-0.8)	12.2	11.6(-0.6)
B	43	77.9	77.5(-0.4)	36.1	35.4(-0.7)	28.1	27.4(-0.7)
C	22	55.7	56.2(+0.5)	30.2	29.5-(0.7)	16.8	16.6(-0.2)
D	38	49.6	49.9(+0.3)	29.4	29.1(-0.3)	14.6	14.5(-0.1)
E	35	70.3	70.0(-0.3)	23.8	22.3(-1.5)	16.7	15.6(-1.1)
F	32	53.3	52.6(-0.7)	24.8	23.8(-1.0)	13.2	12.5(-0.7)
G	38	59.2	58.6(-0.6)	28.2	26.8(-1.4)	16.7	15.7(-1.0)
H	40	67.3	66.3(-1.0)	19.8	19.9(+0.1)	13.3	13.2(-0.1)

氏名	年齢	太もも(CM)		総コレステロール(mg/dl)		中性脂肪(mg/dl)	
		実前	実後	実前	実後	実前	実後
A	29	44.0	44.2(+0.2)	134	145(+11.0)	86	70(-16)
B	43	48.8	47.7(-1.1)	177	183(+6.0)	227	188(-39)
C	22	48.2	49.2(+1.0)	208	174(-34.0)	94	86(-8)
D	38	41.3	40.8(-0.5)	197	191(-6.0)	177	73(-104)
E	35	49.0	49.4(+0.4)	204	200(-4.0)	189	225(+36)
F	32	44.8	42.4(-2.4)	171	183(+12.0)	194	145(-49)
G	38	46.0	42.1(-3.9)	190	208(+18.0)	124	99(-25)
H	40	48.8	46.5(-2.3)	171	182(+11.0)	74	101(+27)

上記実験データでは、体重に関しては、一番大きく減少した被験者でも1kgの減少にとどまっていること、2名の被験者はむしろ体重が増加していること、被験者8名の体重増減の平均値はマイナ

ス約0.39kgであることからすれば、体重はほとんど減少していないことがうかがわれる。

また、総コレステロール値については、番組の導入部で足裏の刺激によりコレステロール値が減少する旨のコメントが紹介されているにもかかわらず、被験者8名中5名が増加しており、8名の増減の平均値はプラス1.75mg/dlであり、むしろ増加傾向にあると認められる。

さらに、太もも周りについては、被験者8名中3名が増加しており、中性脂肪値についても被験者8名中2名は増加している。

② 調査委員会による判断

調査委員会は、調査委員会の認定した事実に基づき、下記のとおり、判断をしています。

記

まず、この回は「たったこれだけ！足裏刺激でヤせる」というテーマであるが、国語辞書では「やせる」とは、目方が減ることと定義しているものもあれば、体が細くなることと定義しているものもあり、定まっていない。この回の演出者も「やせる」とは何かということの定義はしていない。

しかし、番組は、冒頭から「足裏を刺激する方法、つまり「青竹踏み」で7kg減量した女性のインタビュー、足裏マッサージで3kg減量した、またウェストがブカブカになった女性のインタビューを紹介し、視聴者に足裏刺激で大きな減量効果が得られるとの印象を抱かせる。次に、8人の被験者が一日わずか10分の足裏ストレッチを10日間行ってやせるかというテーマで「あるある大実験」を行う。

その実験の結果、OAでは、今度はまず、へそ周りの数値の減少を取り上げ、8人全員の数値が減少したと紹介し、特に3.7センチ、4.5センチと大幅に減少した被験者のことをナレーションで強調する。

次いで、太ももの数値の減少を取り上げ、被験者8人中6人の数値が減少したことを紹介し、特に、3.9センチ、2.4センチと大幅に減少した被験者のことをナレーションで強調する（なお、体重は、足裏刺激の効果として番組冒頭に体重減量を挙げ、視聴者に足裏刺激の効果につき体重減量効果という強い印象を与えてにもかかわらず、うち2名がかえって増加し、全員の平均もわずかな減量にとどまった実験結果となったためか、演出者は体重には触れていない。

ただし、演出者はあまり多くの項目を出すと視聴者にわかりにくくなるからそうした旨主張する。)

さらに、番組は、被験者6名の中性脂肪値を減少したことも取り上げる。

そして、最後に「足裏刺激であなたも簡単にやせられる」とのテロップを流して、効果を強調し、コーナーが終わる。

この番組の流れの中で、視聴者は、足裏ストレッチを一日10分やり続ければ、体重もへそ周りも太もも周りも中性脂肪のいずれの数値も減少するとの強い期待を抱くことになるろう。

この演出においては、事実の捏造や実験データの改ざんは何ひとつない。また、一つ一つの場面においては、特段の誇張もない(この回を制作した制作会社のディレクターは、アジトと違い、ここで番組テーマと整合させるため、実験を捏造したり、実験データを改ざんしたりの行為は一切していない。しかし、青竹踏みだけで7kg減少については、当委員会も疑いを抱き、当該女性へのヒアリングを行いたいと考え、住所等の連絡先をこの制作会社に要請したが、本人との間でインタビュー内容のみでの番組出演との約束があり、連絡先は教えてもらっていないとのことで、当委員会のヒアリングは不能となったため、減量効果の真実性、減量の原因については不明である。)

しかし、この番組の全体の構成、つまり、テーマと結果から受ける印象は、明らかに足裏刺激をすれば簡単に減量効果が得られるというものとなっているといえよう。

このような演出は、よく言えば巧妙なものといえる。しかし、逆に批判的にいえば、狡猾に番組テーマに沿って視聴者の心理を操作する物であるともみる余地もある。当委員会は、これまで検討した事案を通じ、このような演出手法は、ある意味「あるあるⅡ」の演出方法の基調となっていると感じている。果たしてこのような演出手法は、編集・演出の自由の範囲内か、それとも、それらの自由を逸脱している表現方法か疑問なしとしない。

民放連の放送基準では、第57条において、健康情報に関していたずらに楽観を与えないように注意すると定められている。テレビの社会的影響力を考慮し、国民が健康に大きな関心を寄せている折からできるだけ正確な情報を発信することを求める趣旨からである。

この制作会社の演出に代表される「あるあるⅡ」の演出は、同条

の精神に合致するか、それともそぐわないものか、メディア関係者等の今後の議論を待ちたい。

4) 本番組についての弊社の判断

- ① 本番組は、本番組の制作過程における事実の捏造やデータの改ざん等を問題として取り上げられたものではなく、本番組の演出方法を参考として、放送内容自体は事実合致し、放送法、自社の放送基準に照らし不適切であるとは認められない事例において、活字媒体と異なる映像媒体としてのテレビ放送の特徴を取り上げ、視聴者に対し正確な事実を伝達するにあたっての問題提起がなされているものと理解致しました。
- ② したがって、弊社といたしましては、本件が、事実の捏造や実験データの改ざんではなく、また一つ一つの場面においては、特段の誇張もないうえ、足裏刺激による減量効果が否定できないなどの理由で、現時点では、ただちに放送基準に触れるとは判断できないとするものの、今後、調査委員会のご指摘に従い、同様の条件下であって、番組全体の構成を通じて、視聴者に対し、必ずしも伝達すべき事実分散しない印象を与えうることについて、十分留意をすべきであると考えております。

弊社としては、調査委員会より指摘を受けた点を真摯に受け止め、事実の捏造またはデータの改ざん等への防止策を講じるのみでなく、テレビ放送の映像媒体としての情報伝達の特徴に十分配慮し、視聴者の誤解を招くことのない放送を行なうべく、十分意を尽くして行きたいと考えています。

第2 調査委員会の提言に対する取り組みと弊社が講ずる再発防止策について

弊社は、今般の事態を深く反省するとともに、今回の外部有識者による調査委員会からの提言を真摯に受け止め、また本年2月28日に近畿総合通信局に提出した「報告書」に記載し、すでに実行に移している施策も含め、再発防止に対して迅速かつ具体的に取り組む所存です。

特に、「放送倫理の確立」、「コンプライアンスの徹底」を再建の柱に据え、番組制作におけるガイドラインの策定や内部統制体制の強化などを通して新生・関西テレビを目指します。

また先般、総務省にて全国の放送局を対象に行われた「放送番組のチェック体制等のヒアリング」についての結果にまとめられた「契約関係の適正化」、「局プロデューサー及び経営サイドの関与・監督」、「放送法令や番組基準の遵守に関する周知、教育」、「番組の制作責任を自覚するための研修、教育」、「情報系番組の影響力についての認識と表現についての意識」などについては特に留意して取り組んでまいります。

1) 報告書に盛り込まれた「外部有識者による調査委員会」からの提言

1 経営における内部統制体制の強化・確立

(1) 取締役会決議による番組制作ガイドラインの制定、公表

番組制作に関わる内部統制システムとしては、番組基準を充実させることが最も放送局にふさわしく、現実的な措置といえよう。

そこで、関西テレビとしては、番組内容に関わる内部統制システムの構築の方法として、現在の番組基準を改定し、詳細化することが一つの方法である。

しかし、番組基準はこれまで民放連が社会状況、環境の変化、他局の動向等を踏まえつつ、指針を作成して各放送局に提供し、各放送局もその内容を尊重して準用している長年の経緯があるので、今後も民放連の放送基準を基本とする方法をとることは選択肢として十分理解できる。このような経緯を踏まえ、現実的な方法として、関西テレビの放送基準に基づき、番組における具体的表現についてのガイドラインや番組で放送する情報の正確性を番組制作の各工程で確保するためのチェックフローを内容とする具体的な番組制作ガイドラインをあらかじめ制定し、各制作担当者の具体的な制作活動の場面での考え方のよりどころとすべきと考えられる。

この点、例えばNHKが平成18年3月31日に発行した「NHK新放送ガイドライン」などが一つの参考となろう（ただし、その内容面において民間放送とは異なった公共放送の立場からくる制約も含まれており、その点は民間放送の自主、自律を尊重する立場から、適宜な配慮が必要となろう）。さらに、民放連においても、各種のガイドラインを提供しており、また、関西テレビにおいても前述したとおり、平成18年7月1日に「ディレクター心得」を作成している。

ガイドライン作成にあたっては、コンプライアンス担当部局の下に「ガイドライン制定委員会」を設置し、報道、制作などの各担当部署の意見を踏まえながら、原案を作成する。このガイドラインは、内部統制の一環であることを鑑

み、関西テレビの最高意思決定機関である取締役会決議事項とする。ガイドラインの内容は、これらの手続きを経たのち、外部にも公表する。

また、ガイドラインの各事項と位置づけに関しては、社会情勢環境の変化に応じて随時改定を加えていく。

(2) 社外取締役の選任及び監査役の権限強化

取締役会におけるコンプライアンスの確立を図るため、主要株主以外の社外取締役を若干名置き、当該役員は、第三者の視点から、経営全般に対する助言を行う。

また、監査役の調査機能の強化のため、監査役会担当を增強し、適切にコンプライアンスが履行されているか、取締役会に定期的に報告・進言を行う。

コンプライアンス強化のため、コンプライアンス担当部局を設置し、上記の社外取締役、監査役を側面からサポートする。

(3) 関西テレビ倫理行動憲章の制定

再発防止策の大きな柱として、企業風土の改革が重要であり、そのために下記の要点を含む倫理行動憲章を制定し、全役員・職員がこれに基づいて行動していくことを誓うことが重要である。

記

① 放送の使命の自覚

国民の知る権利に奉仕する放送の公共的使命を自覚する。

② 自主性・自律性の確保

番組制作における自主性・自律性が認められていることを自覚し、自らの責任において番組の制作を行う。

③ 放送倫理の徹底

常に放送人としてのモラルの保持・向上に努める。

④ 情報の正確性・客観性の確保

すべての番組制作過程において、事実を尊重し、情報の根拠などその正確性・客観性を確保し、番組においてこれを明示し、かつ、事実に基づき適切な表現をする。

⑤ 放送の社会的影響力への配慮

放送の社会的影響力の大きさを自覚し、視聴者の信頼に応える番組を制作する。

⑥ 法令・番組基準・ガイドラインを含めた内部規程の遵守

高い倫理観の下、法令・社会規範を遵守し、公正・透明な活動を行う。

⑦ 取引先との公正かつ健全な関係の維持

広告主・広告代理店はもとより、制作会社・芸能プロダクション等を含めて公正・公平・健全な取引関係を維持する。

(4) 企業情報の適時開示

放送局が担う公共的役割を自覚し、視聴者への説明責任を果たし、開かれた事業運営をすることで社会の理解・信用を獲得し、ひいては企業価値を向上させるために、自らの経営情報を公開する。

具体的には、経営広報セクションを設置するとともに、同セクションを窓口

として、事業報告書（アニュアルレポート）・データ集（ファクトブック）・有価証券報告書に準じる経営情報・経営計画・決算短信・番組制作ガイドライン等の社内規程・番組制作にかかる契約基準等を公表する。

また、2か月に1度程度の定例の社長会見を開催し、経営情報・番組情報のみならず、今回の再発防止策の進捗状況などについても発表すべきである。

これらの情報は、ホームページ等を通してアクセスできるようにすることで、一般の視聴者にも開かれた関西テレビを目指す。

2 報道、番組制作におけるコンプライアンスの確立

報道、番組制作におけるコンプライアンスの確立のためには、まず、報道、番組制作に携わる者が、放送人としての職業意識（プロフェッショナルリズム）、公共的な使命を持った放送の番組担当者であるという当事者意識をしっかりと自覚することが大切である。報道、番組制作に携わる者は、豊かなテレビ放送が視聴者に資するとの考えのもと、個々人の良心と職業意識に基づいた番組作りができるような報道・番組制作環境に作り上げていくことが肝要であると考えられる。そのうえで、番組制作に携わる放送人の言論・表現の自由を最大限に保障することによって、放送の多様性を実現することを目指すべきである。

そういった放送のあり方に関する原点に改めて立ち返り、報道・制作現場における具体的改革を以下のとおり提言する。

(1) 番組における情報の正確性を確保するためのチェックフローの作成

ア 番組企画書及び制作報告書に情報の正確性確保の方法を明記すること
番組立ち上げ時の番組企画書や番組終了時及び番組改編期の制作報告書に番組の情報の正確性を確保するための方法を明記する必要がある。

例えば、科学的根拠を確保するための監修者の配置、実験の方法、検査データの提出、根拠となる論文の保管、正確性確認のために必要な場合に求めに応じた提出等に関する方法をあらかじめ明記しておく。

イ 適切な制作会社の選定

番組制作を制作会社に委託する場合は、①専門的なノウハウの蓄積、②専門家を活用できる体制、③放送基準を尊重するコンプライアンス体制等をチェックし、適切な制作会社を選定する。

ウ 制作委託契約書への明記

制作会社との契約書に再委託制作会社に制作を委託することの同意条項の他、再委託制作会社において制作会社と密接に連絡を取り制作を実施すること、発注元である関西テレビの放送基準を遵守するために制作会社が再委託制作会社に対し、制作物の内容に変更・削除などを要望した場合は、その要望に従い誠意を持って制作すること等の条項を明記する。

エ 専門家を監修者として配置

自然科学に限らず学術情報をテーマとして取り扱う番組では、適切な専門家を監修者として選定して配置し、企画会議やオフライン等の制作工程で随時助言を受けられる体制を確保し、オフラインチェックなどの制作工程に参加させ、かつ、監修者の意見を尊重して番組を制作する。

オ 専門家に対するインタビューのあり方

専門家に取材を行う制作スタッフは専門家に対して常に敬意を払い、取材時にコメントの押しつけなどインタビュー内容の強要を行わない。

カ 情報の正確性の根拠となる各種資料の保存及び提出の義務づけ

論文、論文に引用されているグラフ等の実証データ、検査結果（データ）を添付した実験概要メモ、研究者インタビューメモ（外国人研究者の場合は和訳を含む）の作成・保存及びこれらの資料の求めに応じた提出を義務づける（ただし個人情報取り扱いに十分に配慮すること）。

キ 学術情報の提供を受けた専門家に対する確認

学術情報の提供を受けた研究者（外国人研究者を含む）に対しては、放送前にインタビューの使用部分や使用データの表現、全体構成をプレビューやメールにより確認する。

ク 制作担当者の役割、責任の所在の明確化と情報の共有

これまでは、リサーチャー、ロケディレクター、編集ディレクター、チーフディレクター、総合演出ディレクター、放送局・委託先・再委託先プロデューサー、構成作家、ブレーンなどの役割がはっきりしていなかったため、その役割を明確にするともに責任を明確にする。そのうえで、ロケ VTR の目的、ロケの方法、VTR の内容につき責任者に伝達し、伝達を受けた者は責任を持ってこれを処理する。

ケ 番組制作関係者による内部通報制度の確立

法令・放送基準・ガイドライン遵守のため、社員のみならず、出演者や制作会社を含んだスタッフによる社外の弁護士等への内部通報制度を確立する。

コ 番組制作担当役員への報告義務

以上のチェックフローを通じて課題があった場合、それにつき取締役会に報告することを義務づけ、取締役会はガイドラインの改正等を含めて適切に処理する。

サ 放送番組に関する制作担当者の発言の場の確保

放送番組の企画・制作過程、放送結果などについて会社側の措置に異論や批判がある場合には、それについて制作担当者の意見を内外に公表する権利を確保し、それを理由にいかなる不利益待遇も受けない。

(2) 考査部門の増強

考査部門は、番組の品質保持、適正な広告が放送されることを確保する重要な部門である。したがって、同部門の独立した判断権限が確保、執行できる体制を構築すべきである。

具体的には、番組・CM 考査の手続きについての社内運用規定を定めるとともに、考査部門において番組が放送基準や番組制作ガイドラインに適合しているか、CM が放送基準や諸法令に適合しているかを正當に審査し、その独立した判断を尊重できる体制を整える。

(3) 制作部門の増強

今回、「あるあるⅠ」「あるあるⅡ」で発覚した一連の不祥事が起こった背景要因の1つとして、関西テレビの制作部門における人員の貧弱さ、番組制作費

の縮減にあったことは言うまでもない。そのような認識に立つとき、現行レベルの番組制作本数を維持するのであれば、その質の維持・向上を図るために、制作部門における人員の増強を含めた適正な人員の配置や、番組制作費の増額を図るなど、制作部門の増強を進めるべきである。

(4) 制作会社との公正な契約の締結

関西テレビと制作会社との番組制作委託業務においては、あくまで「イコール・パートナー」としての関係性を前提とする。両者の契約にあたっては、関西テレビが自ら優越的地位の濫用にあたるような契約は決してしない。また、関西テレビが制作を委託した制作会社が他の制作会社と制作業務の再委託を行う場合、関西テレビが委託した制作会社が再委託した制作会社に、優越的地位が濫用されることのないよう指導・監督する。

制作会社との契約に関しては、公正な契約が履行されているかについて、コンプライアンス担当部局が契約書のチェックを行う。

制作会社の自主・独立を促進し、真に対等な制作パートナーとなるために、番組のコンテンツに関わる諸権利を分かち合うなど、番組制作委託にあたってのルールを確立する。

BBCなど、欧米の主要テレビ局では、番組制作会社への制作委託をした場合、制作作業に取りかかる前に、予定された制作費用の一部を、手付け金として前渡しすることが慣例化している。制作会社への制作費の支払いにあたっては、制作開始時に一定比率の制作費を支払うなど、それぞれの番組の制作体制に合わせた支払い体制を確立する。

関西テレビが制作会社と「イコール・パートナー」の関係性を掲げるのは、関西テレビが視聴者に提供する放送番組の質の維持・向上を目指すことにつながるからである。番組の質の管理については、「イコール・パートナー」である関西テレビと制作会社が協力して行うべきものである。したがって、関西テレビが委託契約をした制作会社はもちろん、再委託契約をした制作会社においても、関西テレビの放送基準・ガイドラインを遵守させ、番組制作を行う。

(5) 教育・研修の充実

放送倫理の向上、放送に携わるものとしての職業意識・当事者意識の向上を目指した社内研修を充実する。このような研修には、関西テレビ社員のみならず、関西テレビの放送に関わる制作会社社員、個人契約スタッフ等も参加できるようにする。そこでは、放送界に身を置いて間もない新人教育はもちろん、ミッドキャリアの再トレーニングの場を充実させる。

3 本件に関する関西テレビの視聴者への説明責任の履行・情報開示

(1) 検証番組の制作

関西テレビとして、今回の「あるあるⅡ」で起こした一連のデータ捏造、改ざん事件を総括し、視聴者に対する説明責任を果たすために、関西テレビのスタッフによる検証番組の制作を提言する。

加えて、今回の不祥事発覚後、関西テレビは、視聴者やメディアに対し、しっかりした説明責任を果たし得なかった側面があったことは否めない。そのよ

うな反省も踏まえ、この検証番組は、関西テレビが今回の一連の不祥事をどのように自らの問題と認識し、また、関西テレビが、今回の不祥事からどのように再生していくのかを視聴者に示す最初の手続きであることは言うまでもない。

検証番組は、本報告書が関西テレビに提出されてから、速やかに制作・放送されることを要望する。

(2) 報告書、並びにその改善策の開示

今回の一連の不祥事に関する原因究明、並びにその反省を踏まえ、関西テレビが新生するとの決意を示すことを意図して、本報告書の内容、並びに、本報告書を受けて掲げる関西テレビの改善策に関して、関西テレビのホームページ等で開示する。

4 視聴者との回路作り

(1) 関西テレビ「放送活性化」委員会の設置

外部の有識者からなる関西テレビ「放送活性化」委員会を設け、第三者の視点で、関西テレビの放送に対して、広く論評、注意喚起、提言を行う。同委員会は、関西テレビ社長の要請のもとに設けられる委員会で、事務局はコンプライアンス担当部局が担当する。

委員会は、「あるあるⅠ」「あるあるⅡ」での不祥事に関する原因究明・改善策を謳った本報告書を踏まえて、関西テレビが示した再発防止策、再建策の実施状況について見解を表明するとともに、定期的に関西テレビ執行部と建設的な意見交換を行う。

委員会は、関西テレビの放送活動、放送番組に対する視聴者などから届いた意見を集約、検討するとともに、視聴者からの苦情に関して、会社から独立した立場で調査、検証し、その結果をコンプライアンス担当部局を通じて、その内容を社内に還元するとともに、救済措置などの改善策を求めるものとする。

また、関西テレビの報道、番組制作に携わる者が自由な雰囲気の中で自己の信ずる良識、信念にしたがって報道、制作活動に専念できるよう、良心に反する業務を命じられたときなどには、「放送活性化」委員会に救済を申し出ることができる。委員会は、事実関係を調査のうえ注意喚起・改善を求める機能と権限を持つ。

また、「放送活性化」委員会特選賞を設け、委員会が年に1度、良質な関西テレビの放送活動、放送番組を選奨するものとする。

「放送活性化」委員会は、関西テレビのHPにおいて、関西テレビとは独立した立場で、関西テレビの放送活動、放送番組に対する見解を掲載することができるものとする。また、「放送活性化」委員会が要請した場合には、関西テレビの自己検証番組である「月刊カンテレ批評」においても、同様に意見を表明することができるものとする。

(2) 視聴者窓口の充実

視聴者対応窓口を充実し、関西テレビの放送活動、放送番組に対する意見・批判・要望を関西テレビとして集約する。それらの「声」は、現場にフィードバックさせるとともに、取締役会、並びに関西テレビ「放送活性化」委員会に

も回覧する。

(3) メディアリテラシー向上のためのプロジェクトの立ち上げ

メディアに対する問題意識を持った主体性・批判性の高い視聴者、いわゆるメディアリテラシーの高い視聴者が増え、関西テレビに対して様々な意見を述べてくれることが、結果的に関西テレビの放送の質を高めていくとの考えから、視聴者のメディアリテラシーの向上を支援するとともに、関西テレビと視聴者がフラットに向き合う場を広げるために、メディアリテラシー向上のためのプロジェクトを立ち上げる。

具体的には、高校・大学や自治体の市民講座などと連携し、「やらせ」と「演出」の境界など、テレビ放送について関西テレビの職員と語り合う場を設けたり、関西テレビの職員とともにミニ番組の制作を体験、批評し合うなどの機会を作っていく。

5 新たな番組制作による新生・関西テレビの表明

(1) 「科学番組のあり方」を検証する連続ドキュメンタリー番組の制作

今回の「あるあるⅠ」「あるあるⅡ」で起こった不祥事においては、放送における「科学」の扱い方が大きな問題であった。その反省を踏まえ、放送番組が科学をどのように扱うべきかを追求した、科学者と市民の対話を通して、テレビが科学情報とどう付き合うかをテーマにしたシリーズ、たとえば、科学的データの番組での取り扱いなどを題材とした、連続ドキュメンタリー番組を制作する。この番組シリーズを制作することで、自らの「失敗」を検証し、また、再発防止に向け、放送番組での「科学」の扱い方のモデルを示すことを目指す。

この連続ドキュメンタリー番組の制作にあたっては、その一部の回を番組制作会社が担当することとし、「イコール・パートナー」の精神に則って制作委託契約を行う。一部の回においては、関西テレビと番組制作会社の合意のもとで、著作権を番組制作会社が、放送権を関西テレビがそれぞれ所有するという契約も実現する。

これらの番組作りを行うことで、「あるあるⅠ」「あるあるⅡ」における不祥事に内在した放送局と番組制作会社との関係性を再認識し、また、その関係性の改善に向けた具体的なステップとされたい。

(2) 関西発の地域番組の充実

今回の「あるあるⅠ」「あるあるⅡ」は、関西テレビ東京支社の制作部がその担当部署であった。日本の放送界においては、番組制作資源の東京一極集中化が極度に進行してしまっていることはしばしば指摘されてきたところである。特に、いわゆるプライムタイムに放送されているネットワーク番組の多くが東京で制作された番組である。今回の一連の不祥事が発生した背景には、在阪の関西テレビが発局である番組を、在京の番組制作会社が制作していたことで、関西テレビのハンドリングが十分に行き届かなかったとの指摘もある。

このような経緯を踏まえ、原点に立ち返り、関西テレビの所在地である大阪制作の番組の充実に力を入れることを提言する。具体的には、大阪制作、地域を大切にしたい番組の強化・拡充に目を向け、この一連の作業を進めることで、

地元根拠した番組制作力の深化を喚起できるのではないかと。

2) 提言を受けて行う施策

1. 検証番組の制作

弊社では、視聴者に対する説明責任を果たすため、本事態発生と同時に報道局を中心に取材班を編成し、検証を行うための取材活動を行っています。

番組では制作に関わった関係者や調査委員会の委員のインタビューなどを通して番組の制作過程を再検証し、捏造がなぜ起こったのか、その背景は何だったのかなどを自らの手で明らかにします。そして、二度とこうした過ちをおかさないため、私たちは何をすべきなのかを考えます。

現在も取材を続けており、弊社としては本案件について公正かつ真摯に検証し、改善案を提起する特別番組として全国ネットで放送します。

2. 報告書、並びにその改善策の開示

調査委員会の報告書で、弊社は「テレビ界で健康情報を扱った番組にかかわる不祥事が相次いでいたにもかかわらず、再発防止のための内部統制の仕組みを構築するなどしてこなかった」と指摘されました。この指摘を受けて現在、再発防止と会社再生に向けてのさまざまな施策を進めており、その内容を本報告書で明らかにするとともに、各施策を含めた本報告書と調査委員会の報告書を、弊社のホームページで、速やかに開示いたします。

3. 内部統制体制の強化・確立

調査委員会の提言を受け、コンプライアンス推進室（本年4月1日設置）の下に「ガイドライン制定委員会」を設け、関西テレビの放送基準に基づき、具体的な番組制作ガイドラインを作成します。

また、現場の意見を集約したうえで、番組制作上必要なチェックマニュアルやコンプライアンスの徹底のための基準として「番組制作者心得」（添付資料1）を策定します。「番組制作者心得」では番組制作におけるコンプライアンスを確立するためのチェックマニュアルも盛り込み、社内外のスタッフに周知徹底します。報道局では1996年に制定し改定を続けてきた「放送記者読本」の更なる充実を図ります。

これらを取締役会で決議し、定期的に番組制作報告で課題があったものを付議してガイドライン改正などの適切な処理を行います。

* コンプライアンス推進室の設置については、後述の「すでに進めている施策1」を参照。

なお、昨年9月1日に発足し、現在総務局主管となっている内部通報に関する「コンプライアンスライン」を新設のコンプライアンス推進室に移管します。さらに、これまで社内に設けていた通報受付窓口を社外の第三者にも依頼、社内、社外の2つの通報受付窓口から広く情報、苦情を把握できるようにします。そして、コンプライアンス推進室内部監査担当を長

として調査チームを組み、速やかに調査にあたるとともに、重要な案件については「コンプライアンス委員会」で審議し、迅速な対応が行える体制にいたします。

4. 企業情報の適時開示

開かれた事業運営をするため、社長会見を定期的を開催することなどを含めて様々な方法により、経営情報などを一般に開示するよう努力するとともに、今回の再発防止策の進捗状況などについても逐次発表します。

5. 制作部門の増強

*後述の「すでに進めている施策5及び6」を参照

6. 考査部門の増強

考査部門の重要性を認識し、新設する「コンプライアンス推進室」に組織を移管し、その判断を尊重する体制を構築するべく検討致します。

また「社員による番組審議会（仮）」を社内LAN上に設け、社員の誰でもが、番組に関する意見を自由に書き込めるようにします。

7. 制作会社との公正な契約の締結

本年3月1日付で制定した「放送番組の制作委託取引に関する自主基準」に基づき、制作会社とは「イコール・パートナー」であるとの考えを念頭に置いて新たな契約書を作成します。

8. 教育・研修の充実

放送人としての意識を再確認し、各人が当事者意識を持つため関西テレビの社員ばかりでなく、制作会社など外部のスタッフも参加できる研修制度をATP、他の在阪放送局などに広く働きかけ構築するべく努力します。

*後述の「すでに進めている施策3」を参照

9. 番組制作委託にあたってのルール確立

*後述の「すでに進めている施策4」を参照

10. メディアリテラシー向上

メディアリテラシーの重要性を十分に認識し、その向上にむけた活動に積極的に取り組みます。

11. その他

その他、提言をうけた「外部有識者による独立した組織の設置」や「科学番組のあり方を検証する番組制作」、「関西発の地域番組の充実」などの課題については、後述する「関西テレビ再生委員会（仮称）」にて積極的に論議してまいります。

3) すでに進めている施策

以下は、本年「2月28日付報告書」にすでに記載いたしました、その後の進捗状況を含めて概要を再度ご報告致します。

1. 「コンプライアンス推進室」の設置

これまでの弊社の内部監査は、コンプライアンス担当のゼネラルマネジャーが行ってまいりましたが、本年4月1日付で社長直轄の「コンプライアンス推進室」を設置いたします。これは「本年2月28日付報告書」に記載した「内部監査室」を発展的に再検討した結果によるもので、同局に局長級の内部監査担当を置くほか「コンプライアンス推進部」を新設、これまで番組審議室にあった番組審議会事務局、考査部、視聴者情報部、総務局に置いていた法務担当を統合する予定で、「内部統制システム」を充実するとともにコンプライアンス体制の確立、契約内容のチェックなど会社法務の充実を図ります。

2. コンプライアンス・放送倫理担当及び放送倫理部会の設置

制作、編成、報道、スポーツなど番組の制作現場にコンプライアンス・放送倫理担当を置き、番組制作におけるチェック体制を強化するとともに、同担当による構成する放送倫理部会を設置し、リスク情報の共有や対応策の実施、社内研修の開催による放送倫理、コンプライアンスへの意識向上に努めています。

3. 放送倫理部会による研修の実施

現在、上記の組織による社内研修を行っており、本年3月中を目処に弊社の基本方針、放送法、放送基準の周知により、放送倫理の意識向上、コンプライアンスの確立に努めています。

4. 放送番組の制作委託取引に関する自主基準の制定と公表

本年3月1日付にて、放送局と制作会社とが、よりよい番組を創造し放送文化を支えていく重要なパートナーであること等を確認するとともに、制作委託に際して留意すべき点や契約書に記載すべき事項など具体的な内容を盛り込んだ「放送番組の制作委託取引に関する自主基準」を制定するとともに公表し、遵守に取り組んでいます。

5. 東京支社制作体制の機構改革

本年4月1日付で、本件番組を制作していた東京支社に現場の最高責任者となる東京編成制作局長を置く予定です。これにより東京編成制作局長から制作部長、さらに番組プロデューサーに至る指揮命令が迅速に伝えられるとともに、番組制作過程での責任体制をより明確にすることを目指しております。またこの体制により支社制作部と支社編成部とを、これまでよりも直接

的かつ多角的にチェックいたします。

6. 番組制作部門の強化

本事態発生により弊社は、日曜21時枠を返上し、すでに東京支社での制作番組は減少していますが、東京支社制作部は現状の社員数を維持し、実質的に増強致します。今後さらに、より強固な番組制作体制を構築し、番組制作過程での入念なチェック行います。

7. 再生委員会の設置

可及的速やかに「関西テレビ再生委員会」を設置する予定です。

同委員会は、社長直轄とし、社外の有識者にも参加をいただき、弊社の組織、現場の状況、さらには経営計画などについて外部の客観的な視点から提言を得るもので、本年5月中を目処に再生案の策定をお願いするものです。

同委員会では合わせて「倫理行動憲章の制定」、「科学検証番組の制作」、「関西での番組制作の充実」、「様々な組織と連携しての人材育成」等、今般、調査委員会からいただいた提言を具体化するための論議もお願いすることと致します。

また、調査委員会より特に強く要請された「放送活性化委員会」の設置につきましては、この再生委員会で、組織内の位置付けや人選を含めて積極的に議論し、速やかに発足させます。

第3 弊社が明確にすべき責任について

弊社は放送事業者として、視聴者の皆様に事実を放送するという責任を負っています。したがって、本件の事態が、どのような段階で、どのような当事者によって起こされたものだとしましても、最終的な責任は弊社にあると考えております。

「2月28日報告書」に記載したとおり、弊社の経営陣は、制作部門を統括し、番組制作上の管理について責任を負うという役割上、適切なコンプライアンス体制を構築した上で、職制を通じて関係者にその実効性を確保する体制をとらせる責務を負っています。捏造等を防止する上において業務執行上の「体制を構築すべき責務」は、編成・制作担当取締役及び専務取締役、ならびに業務執行に関する最終的な責任者である社長に属しています。本件において、捏造等を発見できなかったことは、弊社の経営陣による必要な体制作りが十分でなかったことに帰結します。従って、今回の問題は担当プロデューサーから最高責任者の社長にいたるそれぞれの段階で、それぞれの職務内容についての責任が存在すると考えています。

また、平成15年・夏の健康増進法改正以降、健康情報を巡る社会環境が厳しくなり、翌平成16年・春に放送基準を改正し「健康情報」に留意するようにしたにも関わらず、「発掘！あるある大事典Ⅱ」をスタートさせるにあたり相応の対応を怠っていたこと、さらにその後、出版物や視聴者からの意見、インターネット上で行われた番組批判など、番組検証のための機会が幾度もあったにもかかわらず何ら有効な施策をなしえなかったことに対して大きな責任を感じております。またこうした状況をチェックするための内部統制システム構築も万全ではありませんでした。

今回の事案について、私どもが認識しています原因は、「放送に携わるものとしての意識の緩み」、「内部統制システムの不備」、「番組のチェック機能の不備」、「制作会社との関係を含めた適正な番組制作への施策」などが“複合的”にかかわっているものと考えています。視聴者の皆様、関係者各位に多大なご迷惑をおかけし、またテレビのメディアとしての信頼を損なったことに対し、深く反省しています。

今般、外部有識者による調査委員会より調査報告と提言をいただきましたが、弊社はこれを真摯に受け止め、放送人としての使命を全うするために、弊社は社員ひとりひとりのコンプライアンスについての考え方を改めて問い直すとともに、制作会社、制作プロダクションとの間に、馴れ合いの信頼関係ではなく、真のパートナーとしての信頼関係を構築してまいりたいと考えております。また放送事業者としての自らの責任と自覚のもとで、再発防止のための対応策の実行、その他必要措置を講じるとともに、失われた信頼を

回復すべく努め、さらには経営陣を中心に再度、責任の所在を明確にする所存でございます。

最後に放送という公共的使命を有する事業に従事するものとして、責任を全うできなかったことについて、弊社は、改めて視聴者及び関係者の皆様に対し深く謝罪をいたします。

以 上